

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年つくば市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削る。

第20条各号列記以外の部分中「掲げる情報」の次に「（以下「不開示情報」という。）」を加える。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定及び第12条第5項の表第38条第1項第1号の項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。